

宅地開発・建築許可の手引き -鹿児島市宅地開発技術指針- 改正表

P	項 目	旧	新
旧 87 ↓ 新 88	5-3-12 申請者の資力・信用 (12号 関係)	(1) 申請者が法人の場合 (略) ・融資証明書+融資者の預貯金残高証明書 ・ <u>印鑑証明書(申告書に押印した印鑑)</u> (2) 申請者が個人の場合 (略) ・融資証明書+融資者の預貯金残高証明書 ・ <u>印鑑証明書(申告書に押印した印鑑)</u>	(1) 申請者が法人の場合 (略) ・融資証明書+融資者の預貯金残高証明書 <u>「下線部を削除」</u> (2) 申請者が個人の場合 (略) ・融資証明書+融資者の預貯金残高証明書 <u>「下線部を削除」</u>
旧 133 ↓ 新 135		【解説】 (略) ⑥全ての図面の右下に、設計者による <u>自署、押印</u> を行ってください。 ⑦擁壁の構造計算書や地盤改良計算書等の計算書には、表紙に設計者(作成者)による <u>自署、押印</u> を行ってください。(略)	【解説】 (略) ⑥全ての図面の右下に、設計者による <u>記名</u> を行ってください。 ⑦擁壁の構造計算書や地盤改良計算書等の計算書には、表紙に設計者(作成者)による <u>記名</u> を行ってください。(略)
旧 135 ↓ 新 137	7-2-5 32条事前協議 申出書図書	委任状 ①委任する者及び委任される者の合意のもとに住所及び氏名を <u>自署、押印</u> してください。 (略) 誓約書 (略) ②申請者は住所及び氏名を <u>自署し、押印を</u> してください。 諸計算書 (略) ③擁壁安定計算書(※設計者の <u>自署、押印</u> が必要です。) (略)	委任状 ①委任する者及び委任される者の合意のもとに住所及び氏名を <u>記入</u> してください。 (略) 誓約書 (略) ②申請者は住所及び氏名を <u>記入</u> してください。 諸計算書 (略) ③擁壁安定計算書(※設計者の <u>記名</u> が必要です。) (略)

		<p>地盤調査等に関する確約書</p> <p>(略)</p> <p>③申請者、設計者及び工事施行者は、住所及び氏名を<u>自署、押印</u>してください。</p>	<p>地盤調査等に関する確約書</p> <p>(略)</p> <p>③申請者、設計者及び工事施行者は、住所及び氏名を<u>記入</u>してください。</p>
旧137 ↓ 新139		<p>※図面には作成した者(設計者)による氏名の<u>自署・押印</u>が必要です。</p>	<p>※図面には作成した者(設計者)による氏名の<u>記名</u>が必要です。</p>
旧139 ↓ 新141	7-2-6 協議申出書の受付 及び関係各課との 協議	<p>開発者</p> <p>「指摘事項の検討 協議結果記入 申請者欄に<u>記名・押印</u>」</p>	<p>開発者</p> <p>「指摘事項の検討 協議結果記入 申請者欄に<u>記名</u>」</p>
旧140 ↓ 新142		<p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>⑥全ての図面の右下に、設計者による<u>自署、押印</u>を行ってください。</p> <p>⑦擁壁の構造計算書や地盤改良計算書等の計算書には、表紙に設計者(作成者)の<u>自署、押印</u>を行ってください。(略)</p>	<p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>⑥全ての図面の右下に、設計者による<u>記名</u>を行ってください。</p> <p>⑦擁壁の構造計算書や地盤改良計算書等の計算書には、表紙に設計者(作成者)の<u>記名</u>を行ってください。(略)</p>
旧141 ↓ 新143	7-3-2 開発許可申請図書	<p>委任状</p> <p>①委任する者及び委任される者の合意のもとに住所及び氏名を<u>自署、押印</u>してください。</p> <p>(略)</p> <p>誓約書</p> <p>(略)</p> <p>②申請者は住所及び氏名を<u>自署し、押印を</u>してください。</p>	<p>委任状</p> <p>①委任する者及び委任される者の合意のもとに住所及び氏名を<u>記入</u>してください。</p> <p>(略)</p> <p>誓約書</p> <p>(略)</p> <p>②申請者は住所及び氏名を<u>記入</u>してください。</p>
旧142 ↓ 新144		<p>申請者の資力及び信用に関する申告書</p> <p>①申請者が法人の場合 法人登記事項証明書、財務諸表、納税証明書(法人税、法人事業税及び法人等市民</p>	<p>申請者の資力及び信用に関する申告書</p> <p>①申請者が法人の場合 法人登記事項証明書、財務諸表、納税証明書(法人税、法人事業税及び法人等市民</p>

		<p>税)、預貯金残高証明書等(金融機関からの借入がある場合は融資証明)、<u>印鑑証明</u>、法令による登録、その他</p> <p>②申請者が個人の場合</p> <p>納税証明書(所得税及び住民税)、預貯金残高証明書等(金融機関からの借入がある場合は融資証明)、<u>印鑑証明</u>、その他</p>	<p>税)、預貯金残高証明書等(金融機関からの借入がある場合は融資証明)、法令による登録、その他</p> <p><u>「下線部を削除」</u></p> <p>②申請者が個人の場合</p> <p>納税証明書(所得税及び住民税)、預貯金残高証明書等(金融機関からの借入がある場合は融資証明)、その他</p> <p><u>「下線部を削除」</u></p>
旧143 ↓ 新145		<p>諸計算書</p> <p>(略)</p> <p>③擁壁安定計算書(※設計者の<u>自署、押印</u>が必要です。)</p> <p>(略)</p> <p>地盤調査等に関する確約書</p> <p>(略)</p> <p>③申請者、設計者及び工事施行者は、住所及び氏名を<u>自署、押印</u>してください。</p>	<p>諸計算書</p> <p>(略)</p> <p>③擁壁安定計算書(※設計者の<u>記名</u>が必要です。)</p> <p>(略)</p> <p>地盤調査等に関する確約書</p> <p>(略)</p> <p>③申請者、設計者及び工事施行者は、住所及び氏名を<u>記名</u>してください。</p>
旧144 ↓ 新146	7-3-5 開発許可の通知	<p>1. 開発許可通知書の受領</p> <p>(略)</p> <p>土地利用調整課から連絡があった場合は、開発許可通知書の受領時に受領者の<u>記名、押印が必要となりますので、印鑑をご持参ください。</u></p>	<p>1. 開発許可通知書の受領</p> <p>(略)</p> <p>土地利用調整課から連絡があった場合は、開発許可通知書の受領時に受領者の<u>記名が必要となります。</u></p>
旧152 ↓ 新154	7-4-5 開発許可の変更等	<p>④地盤調査に関する確約書</p> <p>・工事施行者以外の申請者、設計者も<u>記名押印</u>をする。</p> <p>(略)</p>	<p>④地盤調査に関する確約書</p> <p>・工事施行者以外の申請者、設計者も<u>記名</u>をする。</p> <p>(略)</p>
旧165 ↓ 新167	7-4-13 検査済証の交付	<p>【解説】</p> <p>(略)</p>	<p>【解説】</p> <p>(略)</p>

		<p>土地利用調整課から連絡があった場合は、 検査証の受領時に受領者の<u>記名、押印が必 要となりますので、受領される際は印鑑をご 持参ください。</u></p>	<p>土地利用調整課から連絡があった場合は、 検査証の受領時に受領者の<u>記名が必要とな ります。</u></p>
<p>旧 172 ↓ 新 174</p>	<p>8-1-5 建築許可の通知</p>	<p>1. 建築許可通知書の受領 (略) 建築許可通知書の受領時に受領者の<u>押印 が必要となりますので、受領される際は印鑑 をご持参ください。</u></p>	<p>1. 建築許可通知書の受領 (略) 建築許可通知書の受領時に受領者の<u>記名 が必要となります。</u></p>
<p>旧 240 ↓ 新 242</p>		<p>【解説】 (略) ⑤全ての図面の右下に、設計者の<u>自署、押 印</u>を行ってください。 ⑥擁壁の構造計算書や地盤改良計算書等 の計算書には、表紙に設計者(作成者)の<u>自 署、押印</u>を行ってください。(略)</p>	<p>【解説】 (略) ⑤全ての図面の右下に、設計者の<u>記名</u>を行 ってください。 ⑥擁壁の構造計算書や地盤改良計算書等 の計算書には、表紙に設計者(作成者)の<u>記 名</u>を行ってください。(略)</p>
<p>旧 241 ↓ 新 243</p>	<p>6-2-4 許可申請図書</p>	<p>委任状 ①委任する者及び委任される者の合意のも とに住所及び氏名を<u>自署、押印</u>してくださ い。 (略)</p>	<p>委任状 ①委任する者及び委任される者の合意のもと に住所及び氏名を<u>記入</u>してください。 (略)</p>
<p>旧 242 ↓ 新 244</p>		<p>誓約書 (略) ②造成主及び設計者(代理人)は、住所及 び氏名を<u>自署、押印</u>してください。 諸計算書 (略) ③擁壁安定計算書(※設計者の<u>自署、押印</u> が必要です。) (略)</p>	<p>誓約書 (略) ②造成主及び設計者(代理人)は、住所及び 氏名を<u>記入</u>してください。 諸計算書 (略) ③擁壁安定計算書(※設計者の<u>記名</u>が必要 です。) (略)</p>
		<p>地盤調査等に関する確約書</p>	<p>地盤調査等に関する確約書</p>

<p>旧 243 ↓ 新 245</p>		<p>(略)</p> <p>③造成主、設計者及び工事施行者(未定の場合は、着手届提出時に再度提出する。)</p> <p>は、住所及び氏名を<u>自署、押印</u>してください。</p>	<p>(略)</p> <p>③造成主、設計者及び工事施行者(未定の場合は、着手届提出時に再度提出する。)</p> <p>は、住所及び氏名を<u>記入</u>してください。</p>
<p>旧 244 ↓ 新 246</p>		<p>※1 図面には作成した者(設計者)による<u>自署・押印</u>が必要です。</p> <p>(略)</p>	<p>※1 図面には作成した者(設計者)による<u>記名</u>が必要です。</p> <p>(略)</p>
<p>旧 247 ↓ 新 249</p>	<p>6-2-6 事前協議</p>	<p>造成主</p> <p>「指摘事項の検討 協議結果記入 申請者欄に<u>記名・押印</u>」</p>	<p>造成主</p> <p>「指摘事項の検討 協議結果記入 申請者欄に<u>記名</u>」</p>
<p>旧 248 ↓ 新 250</p>	<p>6-2-8 許可の通知</p>	<p>1. 許可通知書の受領</p> <p>(略)</p> <p>許可通知書の受領時には、受領者の<u>記名、押印が必要となりますので、受領される際は印鑑をご持参ください。</u></p>	<p>1. 許可通知書の受領</p> <p>(略)</p> <p>許可通知書の受領時には、受領者の<u>記名が必要となります。</u></p>
<p>旧 254 ↓ 新 256</p>	<p>6-3-5 許可の変更等</p>	<p>(3) 軽微な変更の届出に必要な図書</p> <p>①造成主が変更になる場合</p> <p>(略)</p> <p>・変更前及び変更後の造成主双方の<u>署名、押印</u>による合意書(様式は任意)</p> <p>(略)</p> <p>②設計者が変更になる場合</p> <p>・変更前及び変更後の設計者双方の<u>署名、押印</u>による設計一切を引き継ぐ旨の合意書(様式は任意)</p> <p>(略)</p> <p>③工事施行者が変更の場合</p>	<p>(3) 軽微な変更の届出に必要な図書</p> <p>①造成主が変更になる場合</p> <p>(略)</p> <p>・変更前及び変更後の造成主双方の<u>記名</u>による合意書(様式は任意)</p> <p>(略)</p> <p>②設計者が変更になる場合</p> <p>・変更前及び変更後の設計者双方の<u>記名</u>による設計一切を引き継ぐ旨の合意書(様式は任意)</p> <p>(略)</p> <p>③工事施行者が変更の場合</p>

		・変更前及び変更後の工事施行者双方の <u>署名、押印</u> による工事一切を引き継ぐ旨の合意書(様式は任意)	・変更前及び変更後の工事施行者双方の <u>記名</u> による工事一切を引き継ぐ旨の合意書(様式は任意)
旧 259 ↓ 新 261	6-3-13 検査済証の交付	【解説】 (略) 市土地利用調整課から連絡があった場合は、検査済証の受領時に受領者の <u>記名、押印が必要となりますので、受領される際は印鑑をご持参ください。</u> (略)	【解説】 (略) 市土地利用調整課から連絡があった場合は、検査済証の受領時に受領者の <u>記名が必要となります。</u> (略)
旧 287 ↓ 新 289	7-3 届出の手続き	土地売買等届出書 ・ <u>2部とも押印が必要</u> (市のホームページからダウンロードが可能)	土地売買等届出書 <u>「下線部を削除」</u> (市のホームページからダウンロードが可能)
旧 290 ↓ 新 291	8-2 公拡法の届出(法第4条)土地の有償譲渡の届出	土地有償譲渡届出書 ・ <u>押印が必要</u> (市のホームページからダウンロードが可能)	土地有償譲渡届出書 <u>「下線部を削除」</u> (市のホームページからダウンロードが可能)
	8-3 公拡法の申出(法第5条)土地の買取希望の申出	土地買取希望申出書 ・ <u>押印が必要</u> (市のホームページからダウンロードが可能)	土地買取希望申出書 <u>「下線部を削除」</u> (市のホームページからダウンロードが可能)
様式集 ※右欄「新」の内容に様式を改める			
297 ↓ 299	宅地開発計画内容 周知実施報告書	「報告者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)印」	「報告者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 」
300 ↓ 302	応急処置報告書	「報告者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)印」	「報告者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 」
301 ↓ 303	防災措置報告書	「報告者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)印」	「報告者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 」
303 ↓ 305	開発行為許可申請書(法第29条第1項)	「許可申請者住所 氏名 印」 「備考 1 (略)」	「許可申請者住所 氏名 」 「備考 1 (略)」

		<p>2 <u>許可申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>「下線部削除」</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
304 ↓ 306	開発行為許可申請書(法第29条第2項)	<p>「許可申請者住所 氏名 印」</p> <p>「備考 1 (略)</p> <p>2 <u>許可申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>「許可申請者住所 氏名」</p> <p>「備考 1 (略)</p> <p><u>「下線部削除」</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
306 ↓ 308	工事完了届出書	<p>「届出者住所 氏名 印」</p> <p>「備考 1(略)</p> <p>2 <u>届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>「届出者住所 氏名」</p> <p>「備考 1(略)</p> <p><u>「下線部を削除」</u></p> <p>2 (略)</p>
307 ↓ 309	公共施設工事完了届出書	<p>「届出者住所 氏名 印」</p> <p>「備考 1(略)</p> <p>2 <u>届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</u></p>	<p>「届出者住所 氏名」</p> <p>「備考 1(略)</p> <p><u>「下線部を削除」</u></p>

		3 (略)	2 (略)
308 ↓ 310	開発行為に関する 工事の廃止の届出 書	「届出者住所 氏名 印」 「備考 1(略) 2 届出者の氏名(法人にあつてはそ の代表者の氏名)の記載を自署 で行う場合においては、押印を省 略することができる。」	「届出者住所 氏名 印」 「備考 1(略) 「下線部を削除」
309 ↓ 311	建築物の新築、改築 若しくは用途の変 更又は第一種特定 工作物の新設許可 申請書(法第43条 第1項)	「許可申請者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 印」	「許可申請者住所(法人の場合は所在地) 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 印」
320 ↓ 322	申請者の資力及び 信用に関する申告 書	「申請者 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名 印」	「申請者 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名 印」
321 ↓ 323	工事施行者の能力 に関する申告書	「工事施行者 住所 氏名 印」	「工事施行者 住所 氏名 印」
322 ↓ 324	開発行為施行同意 書(土地の権利者 用)	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
323 ↓ 325	開発行為施行同意 書(建築物その他の 工作物の権利者用)	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
326 ↓ 328	設計者の資格に関 する申告書	「設計者 住所 氏名 印」	「設計者 住所 氏名 印」
327 ↓ 329	既存の権利者の届 出書	「届出者 住所 氏名又は名称及び代表者名 印」	「届出者 住所 氏名又は名称及び代表者名 印」
329 ↓ 331	開発行為変更許可 申請書	「申請者 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名 印」	「申請者 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名 印」

330 ↓ 332	開発行為変更届出書	「届出者 住所 氏名 印」	「届出者 住所 氏名 印」
331 ↓ 333	工事着手届	「届出者 住所 氏名 印」	「届出者 住所 氏名 印」
332 ↓ 334	建築制限等解除承認申請書	「届出者 住所 氏名 印」	「届出者 住所 氏名 印」
333 ↓ 335	建築物特例許可申請書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
334 ↓ 336	予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
335 ↓ 337	地位承継届出書	「承継人 住所 氏名 印」	「承継人 住所 氏名 印」
336 ↓ 338	開発行為承継承認申請書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
337 ↓ 339	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
339 ↓ 341	都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
340 ↓ 342	委任状（開発許可用）	「住所 氏名 印」 「住所 申請者 氏名 印」	「住所 氏名 印」 「住所 申請者 氏名 印」
341 ↓ 343	誓約書（開発許可用）	「住所 申請者 氏名 印」	「住所 申請者 氏名 印」

		住所 設計者(代理人) 氏名 印]	住所 設計者(代理人) 氏名]
342 ↓ 344	開発行為に関する 協議の一覧表	「開発行為者住所 氏名 印]	「開発行為者住所 氏名]
343 ↓ 345	公共・公益施設管理 予定者との協議書 (A票) (開発許可 用)	「申請者住所 氏名 印]	「申請者住所 氏名]
345 ↓ 347	協議書(開発許可 用)	「申請者住所 氏名 印]	「申請者住所 氏名]
346 ↓ 348	地盤調査等に関す る確約書(開発許可 用)	「申請者住所 氏名 印 設計者住所 氏名 印 工事施行者住所 氏名 印]	「申請者住所 氏名 設計者住所 氏名 工事施行者住所 氏名]
347 ↓ 349	樹木の保存・表土の 保全に関する計画 書	「申請者住所 氏名 印 設計者住所 氏名 印]	「申請者住所 氏名 設計者住所 氏名]
348 ↓ 350	調整池設置に関す る事前協議の申出 について(開発許可 用)	「開発申請者住所 氏名 印]	「開発申請者住所 氏名]
350 ↓ 352	開発行為変更協議 申出書	「開発者住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印]	「開発者住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名)]

351 ↓ 353	開発行為協議申出書(法第34条の2第1項)	「開発者住所 氏名 印」	「開発者住所 氏名 』
352 ↓ 354	工事完了届出書(開発行為協議用)	「届出者住所 氏名 印」	「届出者住所 氏名 』
353 ↓ 355	都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書の取下書	「申請者 住所(法人の場合にあっては所在地) 氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名) 印」	「申請者 住所(法人の場合にあっては所在地) 氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名) 』
354 ↓ 356	開発行為許可申請書の取下書	「申請者 住所(法人の場合にあっては所在地) 氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名) 印」	「申請者 住所(法人の場合にあっては所在地) 氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名) 』
355 ↓ 357	工事完了時の区域内土地地番等報告書	「申請者 住所 氏名 印 作成者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 作成者 住所 氏名 』
357 ↓ 359	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(法第43条第3項)	「協議申出者住所 氏名 印」	「協議申出者住所 氏名 』
358 ↓ 360	委任状(建築許可用)	「建築主 住所 氏名 印」	「建築主 住所 氏名 』
359 ↓ 361	都市計画法第43条に基づく建築許可申請書理由書	「 <u>職業、年齢、現在の居住状況、家族数、家賃</u> 」	「 <u>下線部の項目を削除</u> 」

360 ↓ 362	都市計画法第43条に基づく建築許可申請書業務内容説明書	「 <u>周辺地域の状況(半径250m)</u> 」	「 <u>下線部の項目を削除</u> 」
361 ↓ 363	借地等承諾書	注) (略) ②借地(貸与)の場合のみ地主(管理人)の印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。	注) (略) ②借地(貸与)の場合のみ地主(管理人)の印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。 <u>なお、借地(排水)の場合、押印は不要。</u>
362 ↓ 364	建築許可申請書取下届	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 」
363 ↓ 365	建築許可取りやめ届	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 」
365 ↓ 367	市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申出書	「協議申出者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) (建築主)氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 印」 「代理者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 印」	「協議申出者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) (建築主)氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 」 「代理者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) 氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 」
366 ↓ 368	委任状	「建築主(築造主) 住所 氏名 印」	「建築主(築造主) 住所 氏名 」
368 ↓ 370	宅地造成に関する工事の許可申請書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 」
369 ↓ 371	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 」
370 ↓ 372	届出書(法第15条第1項)【区域指定時の届出】	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 」
371 ↓ 373	届出書(法第15条第2項)【擁壁、排水等の除却工事】	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 」

372 ↓ 374	届出書(法第15条 第3項)【宅地転用 届出】	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 印」
374 ↓ 376	宅地造成に関する 工事の協議申出書	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
375 ↓ 377	宅地造成工事着手 届	「届出者 住所 氏名 印」	「届出者 住所 氏名 印」
376 ↓ 379	宅地造成工事廃止 届	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 印」
377 ↓ 379	宅地造成工事一部 完了検査申請書	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 印」
378 ↓ 380	届出工事変更届書	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 印」
379 ↓ 381	許可申請手数料減 免申請書	「造成主 住所 氏名 印」	「造成主 住所 氏名 印」
381 ↓ 383	宅地造成工事施行 同意書(土地の権利 者用)	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
382 ↓ 384	宅地造成工事施行 同意書(建築物その 他の工作物の権利 者用)	「申請者 住所 氏名 印」	「申請者 住所 氏名 印」
385 ↓ 387	設計者の資格に関 する申告書(宅造許 可用)	「設計者 住所 氏名 印」	「設計者 住所 氏名 印」
386 ↓ 388	委任状(宅造許可 用)	「住所 氏名 印」 「住所 申請者 氏名 印」	「住所 氏名 印」 「住所 申請者 氏名 印」

387 ↓ 389	誓約書（宅造許可 用）	「住所 申請者 氏名 住所 設計者(代理人) 氏名」	「住所 申請者 氏名 住所 設計者(代理人) 氏名」
388 ↓ 390	協議書（宅造許可 用）	「申請者住所 氏名」	「申請者住所 氏名」
389 ↓ 391	地盤調査等に関する 確約書（宅造許可 用）	「申請者住所 氏名 設計者住所 氏名 工事施行者住所 氏名」	「申請者住所 氏名 設計者住所 氏名 工事施行者住所 氏名」
390 ↓ 392	宅地造成に関する 工事の変更許可申 請書	「申請者住所 氏名」	「申請者住所 氏名」
391 ↓ 393	宅地造成工事に 関する変更届出書	「住所 届出者 氏名」	「住所 届出者 氏名」
392 ↓ 394	宅地造成に関する 工事の検査済証交 付前の建築工事着 工承認申請書	「造成主住所 氏名」	「造成主住所 氏名」
393 ↓ 395	調整池設置に関 する事前協議の申 出について（宅造許可 用）	「造成主住所 氏名」	「造成主住所 氏名」
395 ↓ 397	宅地造成工事変更 協議申出書	「造成主住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名)」	「造成主住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名)」

396 ↓ 398	宅地造成に関する 工事の許可申請書 の取下書	「申請者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「申請者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
398 ↓ 340	開発行為届出書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
399 ↓ 401	開発行為施行同意 書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
401 ↓ 403	開発行為標識設置 届出書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
402 ↓ 404	開発行為変更届出 書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
403 ↓ 405	開発行為届出者地 位承継届出書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
404 ↓ 406	開発行為届出者等 名義変更届出書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
405 ↓ 407	開発行為に係る軽 微な変更届出書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
406 ↓ 408	開発行為完了届出 書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
407 ↓ 409	開発行為廃止届出 書	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 」
409 ↓	工程表	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地)	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地)

411		氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印]	氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名)]
410 ↓ 412	委任状(災害防止条例届出用)	「住所 氏名 印」 「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「住所 氏名 』 「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名)]
412 ↓ 414	開発行為工事着手届	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名) 印」	「届出者 住所(法人の場合にあつては所在地) 氏名(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名)]
413 ↓ 415	開発行為の事前説明に関する報告書	「報告者 住所 氏名 印」	「報告者 住所 氏名 』
423 ↓ 425	顛末書	「住所 氏名 印」	「住所 氏名 (署名又は記名押印)」
424 ↓ 426	是正計画書	「住所 氏名 印」	「住所 氏名 (署名又は記名押印)」
427 ↓ 429	是正完了報告書	「住所 氏名 印」	「住所 氏名 (署名又は記名押印)」
430 ↓ 432	土地売買等届出書	「権利取得者(譲受人) 住所 〒 氏名 印」	「権利取得者(譲受人) 住所 〒 氏名 』
432 ↓ 434	土地有償譲渡届出書	「譲り渡そうとする者 住所 氏名 印」	「譲り渡そうとする者 住所 氏名 』
433 ↓ 435	土地買取希望申出書	「申出をする者 住所 氏名 印」	「申出をする者 住所 氏名 』